

大阪市立共同利用施設指定管理予定者選定会議開催要綱

(開 催)

第1条 大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号。以下「条例」という。）第14条に基づき指定管理予定者を選定するにあたり、学識経験者その他市長が適当と認めた者から意見を徴するため、大阪市立共同利用施設指定管理予定者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催する。

(選定委員)

第2条 選定会議の選定委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。

(専門委員)

第3条 指定管理者による施設の管理運営状況に係る意見を聴取することを目的として、選定委員とは別に専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、指定管理者の指定期間の最終年度の管理運営状況に係る意見聴取が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会 議)

第4条 選定会議は、市長が招集する。ただし、市長が認めるときは、選定会議を書面による開催とすることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(選 定)

第5条 選定委員は、条例第12条に基づいて提出された指定管理者指定申請書の内容を検討し、その結果を参考に市長が指定管理予定者を選定する。

(解 嘱)

第6条 選定委員は、指定管理者選定に係る市会の議決をもって解嘱するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月19日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月7日から施行する。

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。